

令和5年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和5年3月14日	9時31分	議長	坂口久信	
	延会	令和5年3月14日	13時52分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口一生	2番	西田辰実	3番	松崎近
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	中川博文		
	総務課長	田中照海	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	萩原昭彦		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月14日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 議案第19号 令和5年度太良町一般会計予算について

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第19号 令和5年度太良町一般会計予算についてを議題といたします。

ただいまから質疑に入りますが、十分な審議を尽くす意味で二、三款ずつ区切って質疑を行いたいと思います。

なお、会議規則第52条の規定によりますと、同一議題については質疑は3回と定めておりますが、この議案審議を款で区切って行いますので、その款で区切られた中での3回と御承知いただき、発言の均等と議事運営について御協力をお願いいたします。

審議は歳出から入り、歳入は歳出の後にいたします。

また、発言される場合は、予算書及び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑をお願いいたします。

それでは、歳出の第1款. 議会費59ページから第2款. 総務費91ページまでの審議に入ります。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

主要事業一覧表のほうで連番1、予算書だと66ページになるとは思いますけれど、行政文書管理見直し業務委託料ということで7,100万円ほど上がっておりますけど、これにつきましては全協の折に説明を受けました。要約すると、紙の要するに行政文書が全庁的にまず文書の整理ができてないとか、収納スペースが不足しているとか、そういうもののために公文書の管理法モデルとしてのAKFというのを導入して整理、分類方法、ファイル管理簿等を製作すると、それを1年間、12か月においてやっていくということで、全ての文書をキャビネットで一括管理するというような説明を受けたと思いますけれど、これは紙の文書、また紙のそういった整理方法で、管理方法で管理するということだと思っておりますけれど、まずちよっ

と聞きたいのは、この管理方法の導入範囲ですね。本庁舎、また支所、またいろいろ給食センターですとか学校ですとか、いろいろ町内にありますけれど、管理下のものですね、どこまでこういったこのシステムを導入するのか、まずそれからお聞かせいただけますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

公の文書ということで捉えておりますので、本庁はもちろん、関連する社会教育関係、学校教育関係、町の公文書、職員が作成した文書という捉え方でしておりますので、その範囲になると思います。

以上です。

○7番（田川 浩君）

町の公文書の範囲ということで承知をいたしましたけれど、それでこれの管理システムの導入費用ということで、まず導入業務で3,800万円ほど、それと維持管理業務で2,700万円ほどですね。あともろもろあって7,170万円ということになっておりますけれど、これは導入部分のほうで次年度の予算の中で1年間にかかるものが7,100万円ということだと思うんですが、これを毎年維持管理していくということにおきますと、その維持管理、来年以降、これを導入した後の年間の維持管理費というのは幾らになると想定されておりますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

結論から申しますと、単年度事業で経費をしまして、翌年度からは職員自らが行うものであるということで、文書管理というものは職員が使いやすいものであるべきであるということでございますので、その辺でその組織にとっては行財政改革に大きく貢献するものでありますということで、その文書の検索性が確保され、組織的、体系的に分類されることによって事務の効率化にもなるという、そういういわゆる文書の扱いについての研修もこの単年度の中で行いまして、翌年度からはそのきちっと文書の分類分けできているかという、例えば課から、モデルで言いますと、課から1名か2名専任者を設けて、毎年きちっとできているかどうかという検証を行うような体制づくりが求められますので、鹿島市を参考にしながらやりたいと思っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今の答弁だと、そんなに維持費というのはかからないよということで理解して承知いたしました。

それで、これの紙のほうのシステムというか、文書の保管方法が出ましたので、関連で聞きますけれど、データのほうの、いろいろ行政のデータあると思いますけど、これの保管方

法については現在本町ではどのような管理をしているのか、これを最後にお聞かせ願えますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

現在はシステムの委託料ということで毎年の新しい文書の登録と、それから年限を過ぎた文書の廃棄という、そういういわゆる年ごとの維持管理だけをやっているという状況でございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

同じく行政文書についての取扱いについて質問をしていきたいというふうに思います。

先ほどから田川議員のほうからもありましたように、全協での説明もありましたけれども、この全協の説明をしてみると、この理由として全庁的に文書整理ができていない、同文書を職員がそれぞれ資料として保管をしている、それと整理していないために収納スペースが不足している、担当職員がいないとき書類が分からないという、その4つの大きな理由を上げてはあります。

これにつきましては文書事務の取扱規程というのがありまして、令和3年3月31日の訓令第2号ということで、これはホームページにも載っておりますけれども、これで言うと同課長の責務として、文書事務の取扱いが文書事務取扱の原則に従って行われるよう努めなければならないということで、責任区分がしてあります、第5条のところ。それで、総務課としては受領、收受、配付、発送、浄書、主管課といたしましては起案から合議、決裁、浄書、照合、整理、編集、保管、保存というようになっているんですよ。保管、保存につきましては一応主管課ですということになっておりまして、それとこの第4章の文書の処理ということで課長の職務というのがあります。第16条のほうに、課長は文書の処理に当たり、自ら処理するもののほかに、当該事務の係長及び担当主幹に必要事項を指示し、絶えず文書の迅速な処理に留意して完結するということになっています。

この全協のときに説明されたこの4つの理由ですね、これはこの文書管理規程どおりしてないということなんですよ。言わばですよ、この文書、文面から取るとですね、やはりそれについては何で課長がそういう任務をしていないかということをもっと前提として、それを解決して次の整理に当たるべきではないかというふうに考えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

現在、文書規程に基づきまして業務をやっていることになるんですけど、例えば文書を1つ作りまして、完結しまして、収納したのを、例えば実際の業務を担当する職員がまたそ

れをコピーして、自分の見やすいところに置いているという、例えばそういう事例とか、あと簿冊を作りまして、その1年分を管理するんですけど、例えば簿冊の大きさが5センチから3センチとか大きな簿冊になるんですが、その中から欲しい文書を探すというのがどうしても時間がかかっているということで、職員は当然文書については完結文書ということで、完結した文書を例えば翌年度に事業を行う場合には参考にするんですが、そういう検索といえますか、探すのにどうしても時間がかかっているという状況があります。ですので、今回そういう専門のファイリングシステムを導入して、一つ一つのファイリング、その文書の簿冊の厚いじゃなくて、一つ一つのファイリングに名前をつけて、どの職員も見やすいように管理をするという、そういう位置づけで事業を行う予定でありますので、議員おっしゃる責任といえますか、それについては従来どおりやっていたは、たまる一方であるという認識しております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

私が言いたいのは、先ほど言いましたように、全協で出された資料の4つの理由があります。全庁的に文書が整理ができていない、文書を職員がそれぞれ資料として保管をしている、それと整理していないために収納スペースが不足している、整理をしていないためと書いてあるんですよ。担当職員がいないときには書類が分からないですね、これはいわゆるこの事務取扱規程がなされていないということになるわけですね。そこのところをやはり解決せんと、同じシステムを導入しても、2人ぐらい職員を担当に充てるということですけども、この文書規程によりますと課長が文書を整理するようになっているんですよ。ですから、本来ならば事務取扱規程に従って文書管理というのはやるべきですけども、この出された資料を見るとそれが出されていないということですので、そこを解決することが大事ではないかということを行っているわけですけど、いかがですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

このシステムの中には職員への研修ということも入っております、専門家でコンサルタントの方から継続的な職員研修と指導を行っていただくと、その中で議員御指摘の文書取扱規程ですか、今までもそれに基づいてやっていたけれども、なかなか簿冊の減らないという状況を踏まえたところで、その文書については公文書管理の町民サービスの最たるものであるという、そういう認識の下でそういう職員の意識づけをする必要だと思っておりますので、そういう今後とも研修を続けていきたいと思っております。

○6番（竹下泰信君）

金額的にも7,170万円ということで大きな金額になっています。したがって、それだけ投資をして整理をするわけですから、事前にどういう問題があるのか、どういう課題があるの

かというのを整理をして、そして新しいそういうシステムを導入するべきではないかというふうに考えますし、この規定に違反しているということであれば、例えばこの前分限の話が出ましたけれども、人事評価の対象に当然なってくるというふうに思っています。そういうことになれば、やはり分限問題あたりも場合によっては出てくるんじゃないかというふうに思っていますけれども、やはりそれぐらい重たい文書規程だというふうに思うんですね。文書についてはいろいろ経過もありますから、文書というのはきれいに文書規程に従ってやはり処理をすべきではないかというふうに思っています。

一番最後の辺には、この文書規程の中にも保存年限も書いてありますし、永久保存とか10年保存とか5年保存とか1年保存というような保存分類もしてありますので、それに従ってやはり管理をきちっとしていただきたいと。その後、そういうシステムを導入するなら導入するというのでぜひ進めていただきたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

当然、文書管理規程に基づいてこれまでもやっておりましたが、今回の導入を受けて、さらにきちっとした文書管理をやっていききたいと思います。よろしく願います。

○5番（待永るい子君）

主要事業2番目、予算書の67ページ、空き家等の実態を的確に把握するため、町内の空き家等の状況について調査を行うものとありますけれども、これはどこに委託をされるのか、また委託までの流れと、そこに決定をされた理由についてお伺いをしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

まず、業者でございますけど、見積りで言えば株式会社ゼンリンですね、地図業者でありまして、そもそも町内で空き家が増えている現状を踏まえまして、実態を的確に把握すること及びその地図に落とし込むことによるデータベースを作成し、今後の空き家対策に反映させることを目的としています。その実態調査のやり方的なものになりますけど、その業者さんが外観目視による対象物の確認を行いまして、その対象者の所有者のデータとマッチングをさせて、アンケート調査を行われるそうです。それで最終的な業務報告書を作成して、地図の中にその空き家の分のデータを取り込んだ住宅地図を作成するという業務でございます。以上です。

○5番（待永るい子君）

この調査、今後もされるのか、何年ごとにされるとか、そういう計画をされているのかについてお伺いをいたします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

経費を使ってやりますので、取りあえず5年度で事業を行いまして、1回データベースが出来上がりますので、例えば総務課では空き家の適正管理条例に基づいた客体の把握とか、例えば企画商工課では空き家バンクの地図情報とか、税務課の固定資産税の把握とか、そういうのに使いたいと思っております。なので、一応単年度事業でこれを作成いたしまして、それを広範的に業務に使えたらなと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

町内に空き家はたくさんあると、でも空き家バンクのほうに登録されているところは非常に少ないということで、お仏壇があったりとか、そういうのがいろいろ荷物があるということで、空き家バンクの数が増えていない状況なんですけれども、じゃあ具体的にそういう空き家で登録をされていない方へアプローチなり、どういう具体的に対策を今までされたのか、それをお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

空き家バンクの登録につきましては、空き家情報を区長さん等から聴取をいたしまして、そこで一応現地を確認するという、それと空き家は確認はしますけれども、結局のところ議員が御案内のとおり、貸したい人と空き家との情報というのは必ずしも一致しない、たまに帰ってくるから貸さないとか、仏壇があるから貸さないとか、いろいろ事情がございますので、なかなか空き家の把握はしますけれども、空き家バンクに登録しませんかというのは直接働きかけることはあまりしてはおりません。どちらかというと、ホームページや「町報たら」で空き家バンクを活用しませんかというような広報にとどまっているというところがございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

今の質問の中で、委託料で558万8,000円ですか、計上されておりますけど、私はこの委託料についてお尋ねします。

私はこの予算書を見てみますと、今回委託料は1款から14款までですか、12億481万9,000円計上されております。そして、必要不可欠な分だと思いますが、委託料が全体で207件あります。前年度は6億9,000万円ですよ。だから、この委託料といういろんな項目がありますけど、内容が全く分かりません。その金額は適切か適切でないかも判断することができませんけど、どのような理由で委託をされて、またその委託された、先ほど言いました207件ですね、これを職員の方が全て把握されておるのか、丸投げじゃないかという懸念がありますので、そこら辺はどのように取り扱っておられますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

委託料については、予算編成の中で各課から必要に応じて要求をされているわけですが、その査定時において私の査定、それと第2弾として町長査定を行っております。その中で当然その業務内容の必要性とか専門性を確認した上で、やっぱり職員ではできない業務については外部に委託するべきではないかという判断で、この経費を計上しております。

その業務を発注した後、業務の管理ですけど、そこについては全ての業務がそうというわけではないですけど、業務の中では途中での業者との打合せ、ミーティングとか中間検査、そういったものも行って、最終的には報告書を業者から提出していただいて、そこを担当、また係長、課長で検収をしてチェックをしているところでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

207私があると言いました。それで、毎年の分を見てもみますと、同じ金額が計上されているものもあれば、物すごく、もちろん指定管理料なんか今回結構増えておりますけど、それぞれ似たような項目があって、私たちは予算書でしか見えませんので、その中身をもう一つ踏み込んで実態を知りたいわけですよ。必要なものか必要じゃないものか、それともう全て丸投げしてあるんじゃないかなという懸念もあります。私が言っているのは、先ほど6億円という12億円ですよ。それで需用費の中の光熱費、これも上がっています。それから、備品購入費、消耗品、これで14億円ですよ。総予算の78億円ですか、その中の18%絡むわけですよ。だから、太良町の規模としてあまりにも太過ぎるんじゃないかなという懸念があるので、一応お尋ねしております。そこら辺はどうお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

まずは委託料を組むときは、こちらで設計できる分、またできない分は各業者から、最低2業者からは見積りをもらおうと、その中で予算を組んでいくと。発注に当たってはまた再度予定価格とかいろいろ決めまして、見積りを取って入札的な形で業者を選定しているというようにございますので、当初予算については、やはりあくまでも相手からの見積りを、こちらできない分については参考にして予算を組んでおります。ですから、丸投げということはありません。こちらで最終的にチェックをずっと担当、金額に応じて副町長なり私なり回ってきますので、といったところで業者等も見ながら、そして予定価格を決めて見積りを取ってと、落ちないときはまた再度というような形でやっておるところもありますし、丸投げということはしておりませんので、そこだけは御理解いただきたい。とにかく予算をつくるときは、うちのほうで設計できる分については設計をしたのを上げるわけですね。しかし、できないところが多いわけですので、そういったところはまた相手からの見積りでやっているというふうな状況です。

○8番（江口孝二君）

今の町長の答弁で、私の質問の仕方が丸投げという言い方をしましたが、私が言っているのは新規で出てくるのはもちろん分かります。でも、いろんなところに、しおさい館とか委託、同じところですよ、委託先が。だから金額も変わらん、だから私はそこら辺を帳面上で予算書でしか見えんけんで質問をしたんですけど、本来改善されていたら、20万円のところが次は18万円、17万円といくとが筋じゃなかろうかなと、同じ内容であればですよ。だから、そこを私は言ったんです。小さか金額ですけど、この積み重ねですから、民生費とか衛生費は、もちろん総務費なんかが一番多いですけど、次に多いのがあれですよ、民生費ですよ。民生費だけでも3億7,000万円あるとですよ、委託料だけで。

だから、いろんな窓口とか健康増進課がいろんなものを丸投げして、丸投げで委託料をかけておられますけど、職員の数が少ない中でそこまで全てを把握して仕事がいっているのか、私が心配しているのはそこです。新規の分については何もお互い見積りを取って競争入札するということが分かっておりますから、そこをだからもしできれば、これは議会で私としてはしたいんですけど、実態調査をぜひやらせてほしいと思います。もしできんとであったら、忙しい中ではあるばってん、おのおの疑問に思うところの分の実態調査をさせてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

それは必要に応じては実態調査をしてもらっていいです。私も予算査定する段階では、職員に全て私のところに上がってきた分は聞いております、委託料もどういったことで。じゃあ方法も、じゃあこういった形ではこういうやり方で見積りをもらいながら、入札をしたりとか、いろいろ予算はこれでいいから、実際はもっと安く上がるんじゃないかというふうなことも検討して、執行するよというふうなことは言っております。ですから、その辺含めて調査されるのは、それは議員さんたちの務めですので、結構ですから、全てされるのちよっと分かりませんが、そこははっきりと言ってもらえば調査はいいと思いますので。

○1番（山口一生君）

先ほどの空き家の関連なんですけども、今回その調査をされて、いろいろと所有者の特定意向調査を含むということも含まれているんですけども、これ200件全ての所有者に、例えば委託先の方がコンタクトをされるということでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

業務の内容でございますけど、例えば今把握しているのが、今までは区長さんからの紹介で二百数件ほどあったということですが、全部一応目視を行いまして特定をすると、そして所有者とのマッチングをした後にアンケート調査を行う、そういう体制になっているみたいなので、そこで例えば企画商工課長が申しました、空き家だけ管理はしているよとか、そ

ういう内容も含まれているそうですが、アンケート調査を行うそうです。それでゼンリンに地図を落とし込む際のその完成の空き家については、ランクづけが行われるそうですので、それに基づいて業務の活用が変わってくるかなと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

この空き家の外観というか目視でできるところは、多分周辺の聞き込みとかも含めてと思うんですけども、例えば町内に結構危険な状態にある家屋というのがあります。倒壊するおそれがあるとか、屋根がちょっと剥がれかけているとか、そういった放置されている空き家に対して、例えば特定空家として認定をして行政代執行を行うとか、そういったところも含めて、そういう例えば3年、5年がかりで空き家に対処していくということの始まりの調査ということで理解していいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほどの倒壊の危険のある、そういう空き家については、条例に基づいてこちらが主体的に行政のほうから管理をしてくださいよという、そういう制度づけにはなっていますが、今回の実態調査につきましては、その前の段階でそういう対象物を地図上に特定させるということでございますので、その後の業務の内容に応じて使い道が分かれるのかなと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

その所有者が不明な場合とか、相続を放棄されている場合とかというのも今後多くあるかと思っておりますので、今回空き家の法律、空き家の特措法とかも変更が予定されているので、そういったところがどういう点で変更されるかとか、法律回りのところもぜひ研究をいただいて、今後そういう倒壊のおそれがあるとか危険であるとか、そういったものの処置について今後取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、そこはいかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の実態調査でデータベースができますということで、その後例えば方策が変わったり重要度が変わったりいろいろ出てくると思います。それについて、例えばこの出来上がった完成品で反映できるのか、そこの辺はこれからの検討だと思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

連番9のサインの件でお伺いいたしますが、撤去と新設15ずつが出ておりますが、これを説明をお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

サイン整備事業につきましては、新年度におきましてサインの新設と撤去を15基、サインの撤去を15基で、合わせて30基のサインにつきまして撤去と改修と新設をする予定でございます。これにつきましてはSAGA2024国スポの実施に当たりまして、老朽化したサインがそのまま放置されますと県のイメージが損なわれるおそれがあるので、それについては県が補助をしますから、なるべく積極的にサインの更新をしてくださいという県の流れがございますので、それに応じた形で実施するものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

県の要望ということでございますが、しかし予算書、財源の内訳を見ると、半分以上がうちの財源ですよ、15基のうちね。それは2分の1、だからそういうときには2分の1の補助を県から出しますということですね。そういうところに突っ込んで、それはそれでいいんですけど、サインの中でちょっとお伺いしたいんですが、この前もいつか聞いたと思うんですが、たらふく館のグルメロードマップ、あれの建て替えというか塗り替えをお願いしたいという業者さんが多いんですよ。あれはどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御質問のサインにつきましては、撤去の予定でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

なぜ撤去ですか。お客様に対しての優しさが無いと思うんですが、撤去の理由をお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

行政が設置する場合のサインにつきましては、個別の商店や民間の施設等の表記が前のサインではついておりましたけれども、それじゃなくて一般的な公共的な施設だけのサインを作るのが妥当であるという判断でございましたけれども、それだとそこにはそぐわないと、民間の施設やお店等も必要だというような議論もございまして、それならば観光協会のほうに作っていただいたほうがいいんじゃないかというような話もいたしましたけれども、総合的に話をしましたところ、そしたら撤去でいいよというような話でございましたので、撤去いたす予定というところで考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、お伺いしますが、今さっき、最近なんですけど、竹崎の入り口のサインがちょっと変わりましたよね。あれはそしたら公共じゃないわけですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

公共的なサインでございます。

○11番（久保繁幸君）

それやったらどういうふうに道の駅の分と竹崎の入り口の分と違うのか。いいです。景観条例で私たちもいろいろ自分たちの看板を外しました。外せという指令が来ましたんで、そういうのがあったので道の駅のグルメマップ、それと今度替えていただいた竹崎入り口の看板等々大分助かっておりますが、その辺はやっぱりおいでいただくお客様へのサービスではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか、町長その辺いかがお考えになりますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

すみません。その件につきましては、サインの整備につきましては、現在はサイン計画が計画されたときとは時代が移り変わっておりまして、多くのお客様はサインを見て観光施設に訪れる方よりも、スマートフォンやパソコンで検索をしてその場所まで行かれる方が多くなってきております。そういった形のところで、個別の小さい表記は省いていく方針で私どもは動いているところでございます。

竹崎の渡り口につきましても、竹崎全体のイメージを表記をいたしまして、個別の店舗等は省いておるといような形で公共的なサインを作らせていただいております。サインの計画につきましては、サインの数につきましてもたくさんサインを今設置をいたしておりますけれども、なるべく老朽化したものから減らしていく方向で今は考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

いろいろ説明を聞いているんですけど、頭が悪いせいかどうか分かりませんが、意味合いがちょっと理解できないんです。といいますのは、まず効率化の件ですけど、効率化をやるに当たっては組織の見直しとか業務の見直しとか、そういうのは当然入ってくるはずですよ。経験からいいますと、約30年前ぐらいにSOHO化をやったんですよ。全国のある事業部門で、私がおのとき所属している組織の。だから、全員が極端に言えば出金伝票もパソコンから全部入力する、そうしないと本人に金は行き渡らないようなシステムにするとか、いろいろそういうふうなことがもう少し素人、私たちでも分かるような説明をしてくれて、どういうふうにするのか。SOHOというのはローマ字ですか。Sはスモール、Oはオフィス、Hはホームです。オフィス、ですから極端に言えば、あんたはもう会社にしょっちゅう毎日来なくてもいいよということなんです。結果はちゃんとあれしなさい、その代わり1週

間に1回はそのグループのあれがヒアリングしたり、サジェスションしたりして、グループとしての実績が上がるような形、そういうふうな形でSOHO化をやったんです。そうすることによって、例えば大きな視点は、例えば極端に言えば100坪の会議室を借りて、1週間のうち何日使うか、そういうふうな無駄なこともやっているわけ、そういうときにはホテルを使えと私どもは指示を出しました。ホテルのほうが高いかもしれないけど、そんなしょっちゅう使うわけじゃないですから、ホテルの会議室を使うぐらいの会議をやるのであれば、そういうふうなことでどういうふうな形で効率化をやるのか、これはさっき山口君が聞いていました空き家の問題もそうでしょうけど、何かちょっと私理解し難いんです。もう少し分かりやすく、ど素人のおばさんにでも説明できるような形で、その辺ちょっと教えてください。

○議長（坂口久信君）

松崎君は効率化のようなことを全体的に言いよらすわけやけんが、それについて。

○町長（永淵孝幸君）

すみません。効率化というのは全ての事業において効率化を考えながらやらなきゃいかんということは分かっております。今はちょっと質問の内容を聞いていて、空き家の話なのか、そのほかの話だったのかちょっと分からなかったものですから、その辺の質問の趣旨といたしますか、そこを教えていただきたいなど。何か最初は広域圏的な話の中から入ってきて、今は空き家という話ですので、空き家の件というふうなことでいいわけですかね。担当も多分聞いていて分かりにくいと思うんですよ。ですから、質問を再度お聞きしたかったものですから、空き家のことだけでいいのか、教えてください。

○議長（坂口久信君）

まず、例えばここの中の、今範囲の中の、例えば空き家なら空き家の中に含めて効率化なら効率化の質問をしていただければ、何番について例えば自分の考えをさっと立たれて効率化になったもんじゃけん、事務局等は、例えば何のあれかなという、その議論は分かりにくかったいね。そやけん、例えば連番、ここの中の空き家なら空き家の中について、例えばどういう効率化をしようとか、そういう質問の仕方ばしていただければよかじゃないかなと。

○3番（松崎 近君）

じゃあ、空き家はやめます。空き家は結構です。効率化だけにあれします。それで、4年前にこの議会に席をいただいてから、ミスしたりなんかしていることを指摘したことがあります。ぴんときている人もいるでしょう。それに対するフォローは全然なかったんですけど、元に戻って効率化、要するに、今例えば分かりやすく言えば100名いるとすると、人員の数だけでいくと、例えば2割減らしますとか、業務量を10%効率化によって減らすことができます、そういうふうな説明は何もないですから、その辺教えてください。

○議長（坂口久信君）

松崎君、休憩の終わりに話をしてから、再度質問させていただきますので。

○5番（待永るい子君）

主要事業一覧の18番ですか、予算書の85ページ、コンビニ交付サービス導入対応業務委託についてお伺いいたします。

これは導入対応業務ですから、これは1回きりの支出だと思いますが、コンビニが導入したら、コンビニへの手数料は今後どれくらいかかるのでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

コンビニへの手数料ということですが、コンビニ事業者への発行は、発行1通当たり117円の手数料が発生いたします。

以上です。

○5番（待永るい子君）

そしたら、これは現実いつから住民さんは利用できるのか、また住民さんの今度負担額は今まで役場で払っていた料金と比べてどのようになるのか、お伺いします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

いつからということですが、令和5年度中ということですが、私どもシステム改修をしていただくように業者をお願いしております。最短で10月、12月ぐらいにはコンビニ交付が開始できるように、こちらのほうでは考えております。

それと、あと金額なんですけれども、ほかの町が、江北町がたしか100円、鹿島市が300円ということで、県内いろいろ知恵を絞って手数料を考えられておりますけれども、今のところうちのほうは300円の住民票手数料をいただいておりますので、それより下回る可能性がございます。まだ検討段階でございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、具体的にコンビニで取れる証明書の内容はどのようになっていますでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

コンビニで取れる証明書の内容ですが、まずは住民票ですね。それから、印鑑証明、あと税証明でございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

すみません。主要事業一覧の13番、そして予算書の73ページでございます。生活交通路線維持費の補助金についてお尋ねします。

これは運行事業者は祐徳バスですけれども、運行に関しての打合せ等はやられておるのか、お尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この予算に関わって、運行の打合せというのは現実的には実施はいたしておりません。祐徳バスさんの自主的な運行をメインとしておって、個別に何か要望があったら言うこともあるというような形でございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私がなぜその質問をしたかといいますと、今、昨年9月23日、新幹線開通以来、JRの便数が減って、通学されている高校生の方が非常に不自由されております。だから、今連結といいますか、おのおのJRもバスも違います、運行時間がですね。それで、極端な言い方をしますと、JRの多良まで来るのは朝の10時と、それから昼の2時、4時ですよ。その間2時間、3時間という空白があって、高校に行かれる方、今180名程度通学されております。新年度は百五、六十名ということですが、その方たちが昼、午前中で授業が終わったり、土曜日のクラブなんかでする場合に、待ち時間が長くて、家族の方が迎えに行っているような状況でございます。だから、できればバスの時間と合わせるようにできないかということで祐徳バスと交渉ができるかどうかをお尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

昼時間帯のJRの便数がとても少ないということで、それをバスで通学する、例えば帰宅に利用することに利便性を上げることができないかという御質問でございますけれども、鹿島方面から太良方面に来るのに、大体1時間から1時間半ぐらいの間隔でバスは出ていると思いますので、その中で今のところは対応していただいているところでございますけれども、今確かにちょっとJRと祐徳バスとの接続は、御指摘のとおりあまり利便性がよくないような形になっているというふうに認識をいたしております。これにつきましては祐徳バスのほうに接続の、もっと接続がよいように考えてくださいというようなことはこちらのほうからも申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

今、前向きな答弁はもらいましたが、そこでちょっと町長にお願いがあります。今、通学生はJRが主に定期券を購入されてしていると思っておりますけど、今度鹿島まで佐賀から、白石から帰ってくる時に、浜までとか来て、その後バスを利用するとなったら、保護者の負担もありますので、できればバスを利用される方、その方たちに補助をすることができない

か、ぜひ私としては町長にそこら辺をお願いしたいんですけど、それは可能かどうか、お尋ねします。

○町長（永淵孝幸君）

大体JRで行く定期券でまず基本は考えていきたいと、補助を出す場合ですね。バスとかはまずこれも生活交通路線の中の生活交通の手段でありますので、全てには無理と思いますけれども、今現在私も2期目に当たって、そこら辺のことを頭に置いて、実は担当課のほうに何か支援ができないかと、やはり子供たちが不便になって、今1時間から1時間半ぐらい待ってバスで来るとしても、たまにはバスは遅かけんといつて、親じゃなくて家におられるおじいさんとかおばあさんに迎えに来てくれという話もしているみたいだと、だからそこら辺に少し何か支援はできんかなというふうな話で、担当課のほうとは協議をしながら、できたら支援をして、そういう保護者さんたちの負担を軽減してあげられたらいいなというふうな思いをしておりますので、これについては前向きで取り組んでいきたいと思っておりますので、以上です。

○10番（川下武則君）

今、関連ですけど、町長の前向きな今答えをいただいたんで、私も言うことないなと思うんですけど、ただやっぱり子育てがしやすい太良町といいますか、それをキャッチフレーズにしている以上は、やっぱり高校までの通学にしても、江口議員が言ったように、やっぱり補助も含めて、年寄りさんにはコミュニティーバスとか、そういうものを町内でできているんで、せめて高校を卒業したときに、やっぱり太良町に住んでよかったと子供たちに言ってもらえるような施策をぜひお願いしたいと思っております。お願いします。

○町長（永淵孝幸君）

今、先ほど江口議員にも答弁しましたように、子育て支援という形の中でもありますので、やはり保護者さんたちの負担軽減のためにも、何らかの形で支援をしていけたらなという思いをしておりますので、担当課のほうではそういう指示をしておりますから、できたら固まれば6月の補正ぐらいに早ければ上げさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○9番（所賀 廣君）

主要事業一覧表3ページの連番12、ケーブル施設のことですが、光ファイバーケーブルでauは5年度で完了見込みというふうに書いてありますが、これはどこの地区で、ケーブルの総延長、設備の総延長はどれくらいになっていきますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

地区につきましては大久保、嘉瀬ノ坂、三里、板ノ坂、御手水、風配、船倉、以上でございます。総延長につきましては、すみません。ちょっと資料を持ってきておりませんでした。

後だって御報告いたします。

○9番（所賀 廣君）

では、後で教えていただきたいと思いますが、この説明欄を見ますと、事業主体が藤津ケーブルビジョン株式会社さん、事業費が3,200万円で、その10分の7が補助、これは過疎対策債で補われるものと思いますが、残りの1,000万円弱、これは藤津ケーブルさん自体が負担をしていただくということで理解していいですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お見込みのとおりでございます。

○9番（所賀 廣君）

1,000万円弱ぐらいが負担されるということですが、この光ファイバーケーブル、インターネット等も含めて現在引込みを完了しておられる家庭、令和5年度で完了すると、少し今聞きますと山間部のほうがほとんどのように見えますが、加入率ですね、やっぱりこれを引き込むことによつての営業収入が藤津ケーブルさんも発生すると思いますが、今現在の光ファイバーケーブルを引いていますよという家庭、加入率はどれくらいですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申し訳ございません。加入率のデータも持ってきておりませんので、後だって御報告いたします。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（松崎 近君）

質問は総括のほうに切り替えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

主要事業一覧表の連番の5、それとこれと言うと70から71ページですけど、ふるさと応援寄附金事業の中で、この主要事業一覧表とこの説明書の中身がちょっと違うんじゃないかなというふうに思っているんですけど、それについて質問したいと思います。

というのが、この行政職員の報酬等2人というのが事業一覧表にはあります。506万9,000円ということになっていますけど、この説明書を見ると、70ページの一番上のこの数字になるのかなと思っているんですよ。これは508万円ということになっていまして、会

計年度任用職員が3人ということになっています。それと、じゃないかなというのを言いますと、消耗品費が513万3,000円ということになっていますけど、一覧表の中では323万4,000円、これが内数かなと思っているんですけど、それと通信運搬費ですね、1億6,701万6,000円、説明書の中では1億6,722万9,000円ということになっています。手数料につきましても855万2,000円が主要事業一覧表ですけども、説明書の中では855万8,000円になっているというふうに思います。インターネット広告料から搬送のコントロール業務委託料についてはこのまま出ていますけど、この一番下の250万3,000円というのがありますけれども、管理システム保守委託料からそのほかで書いてありますけど、これがないんじゃないかなろうかというふうに思っていますけど、この辺についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

予算書と主要事業の金額が違うということですけど、まず行政事務職員報酬ですけど、予算書のほうには、こちら企画財政管理費になっておりますので、企画商工課で雇用している会計年度任用職員1名を含んだ金額になっております。同じように消耗品費、また通信運搬費、手数料についても企画商工課の予算を含んだところでの記載となっているところでございます。

それと、最後の質問が……。

○6番（竹下泰信君）

一番下の250万3,000円というのがあります。管理システム保守委託料ですね。これについての記載はどうしているのかということです。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

主要事業一覧表の一番下の封入封緘機リース料ほか250万3,000円というのは、封入封緘機のリース料とかその他燃料費とか修繕料、そういったふるさと応援寄附金事業を行う上で必要となるもろもろの経費の合計となっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

その内容じゃなくて、その金額がこの説明書の中の内容と、この事業一覧表の内容が合うてこないんじゃないかなろうかということです。例えば、先ほど言われました行政事務職員の報酬等については2人ということで、そういうことですけども、金額が例えば説明書の中では3人となっているんですけど、508万円ですよ。こっちについては、事業一覧表については2人となっとして506万9,000円、近似値になっていますよね。1人の差についてこの差というのはあり得んのんじゃないかなろうかというふうに思うんですけど、その辺についてのそれぞれの数字がどうなっているのかということです。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

行政事務職員報酬等ということで、こちらの主要事業一覧表の506万9,000円の中には、ふるさと応援寄附金事業で雇用している2人分の報酬と、その他手当、共済費等を含んだところで、人件費の総額ということで記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

ほかの数字も、例えば消耗品費の中の先ほど言いましたように323万4,000円が事業一覧表になっていますけれども、説明書の中では513万3,000円になっているんですよ。通信運搬費についてもですけど、それと先ほど言いましたように封入封緘ですか、リース代のほかと書いてありますけど、この250万3,000円というのは、この説明書の中ではどこに記載されているのかということです。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

消耗品費については、先ほど答弁したとおり、ふるさと応援寄附金事業では323万4,000円ですけど、この企画財政管理費という目の中には企画商工課の分の予算も含まれておりますので、差引きが企画商工課の消耗品の予算ということで御認識いただければと思います。

それと、最後の封入封緘機リース料は予算書の中では96万円という金額になっておりますけど、ほかということで、残りの150万円程度については先ほど御説明しましたとおり、旅費であったり、需用費の燃料費、光熱水費であったり、そういったものの合計を個別に一つずつ記載するとかなりのスペースになりましたので、まとめたところで掲載し、その他の経費として250万3,000円として掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

連番8のコミュニティーバスの件でちょっとお聞きしたいと思います。

バス停を5基新しくするということが書いてあるんですけど、5基はいいんですけど、その場所がどことどこで、5基替えることによっておじいちゃん、おばあちゃんたちがどれぐらい増える予定でされているのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

バス停の標識の5基につきましては、予算上の設定として5基をめどに上げさせていただいているところでございます。具体的にここをこう替えるとか、ここに新設するという内容ではなくて、台風で壊れたりとか、そういったときの対応の予算として、5基分を予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

利用されている方からは非常にありがたいというふうな声もたくさん聞いているんですけど、ますますこの事業を本当に軌道に乗せるためには、いま一度時間帯も含めて運行経路のところを変えたりといたしますか、考えたりしながらやっていくべきじゃないかなというところも多々見受けられるんですけど、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今のところは、コミュニティーバスの利用のほとんどがしおさい館を利用される高齢者の方々がメインとなっております。こういった方々は当然利用者の核として、今までどおりサービスを実施していくことになると思いますけれども、それ以外の利用が少ない部分につきましては見直しをしたり、バス停の位置を変更する可能性もあると思いますけれども、区長さんとか地元の方々の声を聞きながら柔軟に対応していきたいと思います。ただし、今日言うて明日変わるというようなものではなくて、きちんと交通計画にのせた上で、協議を経て承認をいただかなくてはいけないので、変更するにもある程度の時間を要するものがございます。それを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

予算書75ページ、主要事業計画書でございます。会計管理費の右のほうですね、委託料でインボイス導入支援業務委託料が上がっておりますけれども、198万円ですね。インボイスとは皆さんも御存じのように、消費税の仕入れ額の控除ですね、これを受けるための制度ということで、商売をやっている方は今インボイスをするのかしないのかということで、めどは3月末ということでありましたけど、9月末になっているような次第ですが、そういう制度なんですけれど、私たちの自治体のほうもインボイスをしなきゃいけないということで載っていると思います。

それで、本町にとってどの部分でインボイスが必要なのか、一般会計、特別会計等ありますけれど、そこをまず説明してもらえますでしょうか。

○会計管理者（山崎浩二君）

回答いたします。

今年の10月からの開始となるインボイス制度に対応するために、役場自体も税務署等に登録等も済んでおりますので、10月に向けて対応するように業務を進めております。これは全国的な制度でございますので、国民、町民ですけれども、正当な税金を納めるということ、不正なく納めるような制度ということで、町も制度に遅れないといえますか、対応している状態でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

それは分かっているんですよ。さっきも言いましたように、これは消費税の控除を、仕入れ額の控除を受けるためにされている制度ですから、私も商売やっていますので分かっておりますけれど、それがどうして自治体で必要なのかというのを聞いているわけなんです。例えば、一般会計なら必要ないけれど、特別会計ならいろいろ独立採算制でやっていますので必要ですとか、そういったことを聞きたいんですけど、それについてはどうなんですか。

（「わからんけんやめよう」と呼ぶ者あり）

質問を替えます。そうしましたら、今度198万円の委託料の使い道ですね。どういったものに使われるのか、これだけ聞かせてもらえますでしょうか。

○会計管理者（山崎浩二君）

回答いたします。

先ほどすみませんでした。

今回のインボイス導入支援業務委託ということで198万円を計上いたしております。この内容といたしましては、課税区分の確認のための支援ですね。それとインボイスの町内職員の研修です。それと、各課へのアドバイスの対応をお願いすることで委託として計上いたしております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

連番3、犯罪の危険から地域住民を守るための町内に防犯カメラ10台の増設であります。これは場所を教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

10台を予定しておる経費でございますけど、現在2か所については予定という申請がっておりますので、それ以外についてはこれから聴取になると思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

余裕がある予算で、前回20台設置されましたですね。その20台でどのような効果があるのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

行政に対する直接の効果ではないんですけども、端的に言いますと、警察の捜査のためにその分のデータをうちのほうから徴取して、その確認のために使われるというのが主な今のところの使い道でございますけど、それに伴って、例えばそういう犯罪の未然防止の効果が

あるんじゃないかと担当では思っています。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それでは、今テレビでもいろいろ言って、防犯カメラで追跡しているのはいろいろ聞いておりますが、今おっしゃったように、うちのほうで警察のほうに提出要望があった件はありますか。

○総務課長（田中照海君）

捜査の内容ですので詳しくは聞いてなかったんですけども、捜索に現在2件ほど、その期間ですね、1週間の期間のデータ、それと交通事故の確認ということで、これは警察も再三いらっしゃっていますので、主に捜索と交通事故の確認、あと例えば不審者の情報ということも照会があるんですけども、なかなか場所の特定といいますか、この場所でというのがなければ、なかなかデータが取得できないという状況ではございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今、10台のうちの2台は要望があるということで、あと8台の要望、町民の皆さんに啓発啓蒙、どのようにして行っておられますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

まずは、この予算が通りますと、区長さんにこういうことで増設の予定がありますという照会を一応かけたいと思っております。それ以外では例えば事例に応じて、ここにはやはり必要だなという事例について、警察とも相談しながら場所の特定はしていくことになると思っておりますけど、やはりプライバシーの問題も最近はいろいろ大変なものが惹起しておりますので、そういうことも含めて上司とも相談しながら、場所の選定はしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

主要事業一覧表の4ですね、職員用のタブレット端末40台の購入ということで、これ何に使われる用の40台なんですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

一応職員から希望を取りまして、40台ということなんですけど、主に現場へ持ち込んで町民さんへの説明とか条例の確認とか、いわゆる現場へするのが主な目的でありまして、あとは事務的なもので現在できるだけ、例えば写真とか、写真を撮って確認する場合の業務についてタブレットで行うという予定をしております。

以上です。

○1番（山口一生君）

じゃあ、いろんな外で使う業務なんですけれども、今結構パソコンも庁舎内で触っている方が日々たくさんいらっしゃいますけども、そういう姿が減って、結構外で職員を見かけることが、このタブレットの端末の導入によって増えるというようなイメージなんですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えします。

例えば健康診断とか予防接種とか、そういうところで予定者の確認とか、あとは現場へ行って町民さんに規定はこうなっていますとか、写真はこうですとかという説明用に使われるんじゃないかと思っています。

以上です。

○1番（山口一生君）

じゃあ、ちょっと次の質問なんですけど、連番の11の移住・定住促進の町からの空き家の補助なんですけども、これの中で空き家の解体の補助というのがあるんですが、これは半分の75万円と。空き家バンクとか見ていると、あまりちょっと動いていないかなと、空き家の解体で幾らで、空き家の解体補助を使って幾ら、この補助金自体が家を新築する前提になっていると思うんですけども、例えば縛りがないような空き家の解体だけに使えるような補助、例えば50万円とか、そういったものというのは検討はされているんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階ではそういった何の縛りもなく解体に補助をするというようなことは検討はいたしておりません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

空き家が増えているということもあるんですけれども、全体的に建物が町全体で老朽化してきているのかなというような印象もありますので、例えば5年計画とかで解体はこの数年、例えば2023年から2025年ぐらいの間に手厚くやる、例えばリフォームはそれとオーバーラップして2024年から5年ぐらいでやる、例えば新築の支援を解体の後に例えば2025年から30年にかけては新築を促すとか、もう少し長い目で見ても、壊しながら、リフォームしながら、新築を促すというような施策が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、これについてはどう思いますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに、趣旨は非常に理解できるものでございます。その件につきまして

ては今後上司と相談しながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

非常に空き家自体も増えてはいますけれども、価値がある、その場所自体にはライフラインがもう既に通っている、例えば水道が通っている、電気が通っている、道路と接続しているというような、立地としては問題がない場所が多くあるので、もちろん家を解くと固定資産税が上がったりするので、ちょっと問題はあるんですけども、法律の変化とか、そういうところがあれば、10年ぐらいの単位で解体を促したり、リフォームを促したり、新築を促したりというようなことを今後検討いただきたいなと思います。回答は要らないです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、次の第3款、民生費92ページから第4款、衛生費123ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

主要事業一覧表の連番20、社会福祉総務費の災害時要援護者避難支援システム更新委託料ということで500万円ほど上がっておりますけれども、まずお聞きしますけれども、災害時の要援護者とはどういった方で、町内に何名ほどいらっしゃるのか、これから聞きたいと思えます。よろしくをお願いします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

災害時要援護者についてでございますが、災害時要援護者の現在の人数ですけれども、587名いらっしゃいます。どんな方が対象かといいますと、対象は身体障害者、肢体不自由で下肢・体幹1級から2級の方と視覚障害者、聴覚障害者1級から3級の方、それと自ら避難行動要支援者名簿へ登載を希望された方でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、災害時の要援護者とは町内で587人いらっしゃるということで、説明がございましたけれど、ここの説明書きのほうに、平成23年度に導入した現行システムの更新ということで、現行システムでは情報管理が不十分な上、機器のサポート期間も終了しているため更新を行うと書いてありますけれども、現行システムはどのようなもので、どういうふうに更新される予定なのか、これはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

現行システムについてでございますが、平成23年に導入しまして、そのシステムが11年以

上たっております。必要な情報管理が十分できていないということと、帳票管理がエクセル管理となっております、職員の労力が相当な時間要しております。今回、今度機器を更新するに当たって、労力が約5分の1から6分の1に縮小されるということで、県内の市町でも17市町が導入をされております。現在、未導入の市町が玄海町、多久市、太良町ということでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今回システムを更新して、これまでの5分の1から6分の1の労力で済むということになると、それと県内の17市町でも導入されているということで分かりましたけれど、この情報といいますのは、要するに災害が起きたときに、この方たちを誰がどうやってどうするためのあれなのか、そこら辺のシミュレーションといいますか、その決め事といいますか、フローチャートといいますか、それはどうなっていますか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

自然災害から避難行動要支援者の生命を守り、被害を最小限に食い止めるということなんですけれども、こういった場合の要援護者の方を避難させるのは、地区の民生委員さんとか区長さんとか、あと消防団の方とか、そういった方が避難を支援していただくということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

連番の21の結婚祝い金なんですけど、今回10組ほど増えているような予算をつけてありますけど、前から町長には結婚支援課といいますか、結婚を支援する部署をつくったらどうかという話も何度かした経緯があると思うんですけど、その中で町民福祉課のほうにそういう部課といいますか、それを設けることを考えてあるのかどうか、それをお聞きします。

○町長（永淵孝幸君）

結婚支援課という、そういう名称じゃなくて、やはり今町民福祉課の部署は物すごく広いわけですね、子育て支援、福祉、そして戸籍、年金とかいろいろあります。ですから、そこは少し課を分散して、やはりもう一つ課を増やして、以前はもっと18課かあったんですけど、今13課になっております。それは行財政改革の名の下に機構改革されておりますけれども、今のやはりこういう多岐にわたった業務に対応していくには、1つの課では課長が大変、係長もいっぱいおって、ですからそこら辺の分散は今後考えていかないいけないというふうなことで、今内々副町長あたりと話はしております、機構改革をですね。ですから、管理職は増

えていきますけれども、そういった対応でやっていかないと町民サービスの低下につながる場合もありますので、幅広く職員が対応できるような形を取っていかなきゃいけないのかなという思いはいたしております。ですから、今結婚支援課じゃなくて、そこら辺の機構改革を含めて考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

ぜひその実現をしてもらいたいなというふうに思っております。というのも、女性も男性も結婚してない方がかなりいるという数字も聞いていますので、もしよければ副町長あたりがその先頭に立ってやっていただければ、少しでも太良町の人口も増えていくんじゃないかと思うんですけど、副町長、そこら辺はどうでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

その適齢期の方々が結婚していないという情報は、以前からかなりおられるという情報は、かなり以前から聞いております。町長が申し上げましたとおり、機構改革の一環でちょっと分けようかということを考えておるわけですけれども、今議員がおっしゃった部分についても含む課を多分つくることになると思うので、その先頭に立つかどうかは別といたしまして、推進はいずれというか、現在でもせんといかんのかなというのはあるんですよ、気持ち的には。いろんな民間の方もこういうのをやりたいということで、来られる方もいらっしゃって、うちから補助金を出すような、そういうのをしてくださいというような感じで言っているので、いろんな形でそういう推進をしていく形をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

次の連番22になりますか、敬老祝い金、一昨年度から肝煎りで町長のほうからお祝い金を配布されておりました。これの使用率、未使用率、どれくらいになっておりますか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

敬老祝い金の使用率についてでございますけれども、令和3年度は95%となっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

95%、何件ですか、金額にしたら幾らぐらいになります。これは私が考えれば分かることでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

令和3年度なんですけれども、実績で申し上げますと、配った金額が940万円、それに対して使用率が95%ですので、893万円ということになります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

昨年度の主要事業一覧表には、最高齢者訪問記念という金額が5,000円上がっておりましてんですが、今年度は町長行かれないわけですかね、金額が上がってないんですが。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

昨年度は佐賀県知事が最高齢者というか、100歳以上の高齢者のほうに表敬訪問というか、されましたので、計上しておりました。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

うちの最高齢者は何歳になられます。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

今現在、104歳が最高でございます。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

主要事業一覧表の6ページの連番32、保育所運営委託料についてお尋ねしたいと思います。

この一番右端の説明欄を見ますと、いふく保育園、多良保育園、松濤保育園、町外とあります。今書かれておりますそれぞれの数字は、もう入園申込みが済んでいると思いますので、それを参考に書かれていると思いますが、上の3つの3園、これのそれぞれの定員数といえますか、定数と、今現在の入園児の数、これを教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

町内3園の定員数でございますが、いふく保育園が定員40名でございます。多良保育園が120名、松濤保育園が60名でございます。

現在の在園児数でございますけれども、いふく保育園が38名、多良保育園が111名、松濤保育園が36名でございます。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

いずれにしても定員を割っているという感じなんですけど、そこで本年度予算、前年度予算を見てみますと、本年度のほうは約3,300万円ぐらい増えていると思います。この数を見て

みますと、何で3,300万円増える必要があるのかなという考えがしますが、これについてはどうでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

令和4年度は176名で算定しておりまして、今年度が211名で算定したところで35名増の金額となっております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

211名と言われましたけど、今現在の数とあまり変わらんですよね。いふくが37が38、多良保育園が112の111、松濤保育園が35の36、ほぼ数字としては変わりませんが、やっぱり3,300万円ほど増える計算になるとですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

令和4年度に出生児が少し多くありまして、たしか誕生された児童が保育園に入所された場合を見込んで211名ということで計上いたしました。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

なるほど分かりました。確かにゼロ歳児とか保護者負担金が多くなると思いますが、令和4年度に何人ぐらい誕生されましたか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

令和4年度のゼロ歳児なんですけれども、現在のところ48名いらっしゃいます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

主要一覧表の26番、予算書100ページ、障害児の通所支援給付金についてお伺いをします。

これは昨年と比べたら5倍ほど多くなっておりますけれども、国庫金も大分入ってはおりますけれども、急激に増えた理由と、あと放課後デイサービスが一番大きな事業費となっておりますけれども、これは今年から始まったんでしょうか、一応内容ですね。5倍に増えた理由をお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

障害児の通所支援が増えた理由でございますけれども、町内に障害児のための放課後等デイサービス事業所が建設されたことにより、利用者が増加したものでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、何名ぐらいが実際利用されているのかというのと、それから発達支援のサービスがありますけれども、この発達支援、どういうことをされているのか、内容をお伺いします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

放課後等デイサービスの利用者なんですけれども、約22名程度を予定しております。発達支援についてですけれども、発達が遅れている児童に対して、専門家が指導を行うということでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それともう一つのサービスですね、障害児の相談支援でありますけれども、これ実績で何件ぐらいあったんでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

障害児の相談支援でございますけれども、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後だって御報告をいたします。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

主要事業一覧表の連番の35番ですけれども、高齢者の保健事業ということで828万4,000円ほど上がっています。右の説明の欄を見ますと、職員の人件費として保健師の分が737万円、それと歯科衛生士、管理栄養士が74万1,000円であることで、ほとんどが報償金と人件費ということになっています。この事業の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の内容という御質問に対しましてお答えいたします。

この事業におきましては、広域連合の委託を受け、町が国保の保健事業と介護の地域支援事業と一体的な取組を実施するものでございます。また、医療機関の専門職を配置し、集いの場、老人サロンなんですけど、そういった場への専門職員の積極的な関与や、そういった事業を行う内容でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この対象者は何人ぐらいいらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和4年度の2月末段階で御報告いたします。この対象者については、健康状態が悪かったり、あるいは高血圧症とか、あるいは糖尿病、そういった疾患をお持ちの方がいらっしゃいまして、延べ100人程度の対象者の訪問を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今のことについてちょっと関連といいますか、今事業の目的は分かりましたけれど、実際どういったことを行っていらっしゃるのか、どういった方がですね、それについて説明をいただけませんか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

実際、どういった内容の指導を行っているかの御質問だというふうに認識をいたしておりますけど、先ほど竹下議員のほうでも答弁いたしましたとおり、いろんな高齢者の方は既往歴があられますので、特に太良町で多いのは糖尿病ですね、あと高血圧症、そういった方々の訪問指導を実施しているというところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

その既往症があるという方が多いということで訪問されているということですね。どういったことを指導されているのか、内容がわかりますか。分かったら説明してください。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど答弁のほうで高齢者ということをお答弁いたしましたけど、やはり高齢者になれば、まず食事を取っていらっしゃるかの確認をいたしております。それと既往歴があられますので、その既往歴に対してお薬をちゃんと飲んでいるか否かの薬の管理ですね、そういったもろもろを訪問して指導を行っている状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

最後です。そうしましたら、そういったものをいろいろな方が回って指導して、これは令和2年度から多分始まった、していると思いますけれど、何年かやられて、これまでの効果といいますか、そういったものはどういうふうに感じられているのか、いかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

効果につきましては、なかなか検証をしにくい部分もありますけど、太良町は健康寿命が、

よその地区に比べれば若干健康寿命が長いといいますか、健康な方が多いというところを認識しておりますので、そこら辺がこういった小さな積み重ねが、高齢者の方の体を一日でも長くできるようにしているんじゃないかなというふうに担当課のほうは考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、次の第5款、労働費124ページから第7款、商工費148ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

124ページ以降ですよ。

○議長（坂口久信君）

124から148まで。

○1番（山口一生君）

主要事業一覧表の45番、有害鳥獣対策ですね。これイノシシやアライグマ、アナグマとあるんですけども、前も一般質問でお尋ねしたんですけど、支払いの回数ですね、年に1回というのが、ちょっとお金のやりくりの面で猟師さんかなり厳しい部分があって、例えば年に2回とか3回とか、そういうふうに支払いの回数をちょっと増やせないかと以前お聞きしたことがあったんですけども、来年度、令和5年度そういった予定はあるんでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

県費、国費の分はちょっと事務手続上難しい部分がありますので、町費の分は年2回に分けて支払う予定としております。

○1番（山口一生君）

町費の分は年に2回ということで、県とか国の分ですね、それをあらかじめ町のほうで例えば立て替えて、予算立てして立て替えて、そのときに支払うというのは不可能なんじゃないかな。

○農林水産課長（今田 徹君）

今のところ立て替えて払うということの検討はいたしておりません。

○1番（山口一生君）

理想的には、持ってきた耳と尻尾を現金と交換できるというのが一番やる気が出るのかなというか、やりやすくなると思います。餌代とか燃料費とかもかなり上がっていますので、

そういった捕ってくださる方の支援とか応援にもなるとお思いますので、支払いの回数とか、県とか国の分の補填とか、そういったところ、支払いの回数とかというのは前向きに検討いただきたいなと思っています。

○農林水産課長（今田 徹君）

ちょっとこの予算の中には入っていませんけど、餌代についてのちょっと補助とかができるかどうかの検討はいたしております。

○8番（江口孝二君）

予算書の141ページ、水産業費についてお尋ねします。

昨年6月の補正で、ノリ漁業者さんに補助金を支給されております。今、ノリの支柱の撤去等があって、太良町は全く収入がなかったという状況で、10日間のうちにノリの支柱の撤去をしなきゃいけない今の状況です。それで、今対象者が19名ですか、ノリをされている方が、その中で何人かの方はやめられるという話を聞いておりますけど、今の状況、完全には把握されていないとは思いますが、今回の予算には入っていません。だから、そこでまた昨年同様にノリ漁師さんに補助等をされる考えはありませんか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

今現在、漁協のほうからもちょっと要望等というか、要望書等まだ上がっていませんけど、そういう要望があったら前向きに検討していきたいということは、上司と話をしておるところであります。

○8番（江口孝二君）

ノリの支柱、今月の昨日、おとといですか、日曜日から始まっております。10日間程度で終わると思っておりますけど、その後、やっぱり先ほど言いましたけど、もう仕事を続けたくないという状況に追い込まれておられますので、ぜひそこら辺の実態把握をしてもらって、ぜひノリの継続をお願いしたいと思っておりますので、そこら辺はノリ漁業と十分に、多良と大浦ですね、話し合ってもらって、ぜひよろしくお願ひします。

○町長（永淵孝幸君）

今担当課長も申しましたように、議員御案内のように、ノリはとにかく大変な不作で、大浦はゼロというような状況ではありますので、やはり漁協あたりと十分協議をしながら、一人でもやめるといふ人を引き止めるような形でも取り組んでいきたいと、町でも支援していきたいと。あわせて、私も実は国の全国の水産振興の理事もさせていただいておりますので、水産庁と話の中で、こういった形で有明海は大変な状況になっているんですよと、だからもう少し国のほうでも本当に大臣は見えるけれども、その後のいろいろな支援とか何かは全く目に見えないと。ですから、ここら辺をしっかりとってくださいと。しかし、国の話の中では共済金のずっでしようも言って、共済金のずっで言う話じゃなかと、その前段の話を私

はしよつとというようなことで、私も少し興奮しながら話をしたんですけども、議員言われるように、やはり漁業者は何とか支援をしながら、太良町の後継者を育てながら、取り組んでいかないけないと思っておりますので、6月ぐらいには話がまとまれば予算を組ませていただければと思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

連番65、観光誘客事業ということでここに上がっておりますが、大まかな説明を各事業の分を教えてくださいたいと思っております。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

観光客誘客事業につきましては、まず夏カニフェスでございますけれども、これは夏の太良町の観光客の閑散期に対応するために、夏場に太良町においていただくようにするためのキャンペーンを張る予定の予算でございます。

それと、インバウンド対策事業につきましては、アフターコロナで海外のお客様が日本にお見えになる数が少しずつ増えてきております。ふたつ星などにもたくさんの外国人の方が乗っておられるようでございます。そういったことから太良町といたしましては、太良町のターゲットといたしましては、台湾をターゲットとして旅行キャンペーンを張って、台湾からのお客様を太良町のほうに誘導できないかというようなことで、対策費を計上させていただいております。

それと、宿泊補助事業につきましては、例年行っております宿泊補助事業を令和5年度も実施したいというふうに考えておるところでございます。それと、観光カレンダーにつきましても例年の事業でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

夏のカニのキャンペーン、昔からしたらば、昔は私が現場におるときには夏が多かったですよね。夏のカニのオスのカニのPRをしてきました。しかし、今は温泉と組み合わせた雌ガニのPRで、今お客様の数は昔から、10年、20年前からしたら反対になっております。昔は夏が8、冬が2ぐらいだったでしょうが、それだけぐらいのお客様がおいでになって、お昼のお客様が多かったんですが、夏が少ないのでキャンペーン、本来なら言えば私どもは夏のカニがおいしいというふうに感じております。しかし、同じ単価の料金を払って、大ききの分を払って身入りが多いのはやっぱり冬のほうが多いですよ。その辺はお客様としたら、金を払うほうとしたら、味云々よりも身が入っているのがいいのかなという感じはあっておりますが、しかしこうやって夏のキャンペーンをやっていただくのは大変ありがたいというふうに感じております。

そして、1つまたインバウンドの台湾、受入れ側の、この前もお話をしたと思うんですが、受入れ側の対応はどのようにさせていただきますか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

観光協会が主体となりまして、台湾をターゲットとしようというふうに話をしているところでございますけれども、観光協会の母体というか、協議のメンバーは、旅館組合の方々が主体になって協議の中に入っているものと思っております。そういったところでコンセンサスを得た上で実施をすることになっておるといふふうに認識をしておりますので、まずは各旅館で台湾の皆様のおもてなしの方法とかを考えていただければと思います。また、足らざる分につきましては、また手が届かない部分があるよということであれば、観光協会を通じて役場のほうにお話をいただければ、何らかの対応策を一緒に考えていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

まずは各自で勉強しろと、それできなかつたらば町か観光協会に言えということですね。そういうことで私も言うておきますので、そういう相談が来た場合は、重々な対応をしていただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○10番（川下武則君）

連番の46に有害鳥獣の対策のメッシュとか電気柵はあるんですけど、このイノシシを捕ったりアナグマを捕ったりする籠の製作は本年度は予定してないんですかね。どうですかね。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

籠わなのほうですけど、鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会というところで、まとめてわなの発注とかはしてもらっておりますので、そこに負担金を払っておるところであります。

○10番（川下武則君）

どれぐらいの負担金ですか。昨年の実績でどれぐらいを作って、許可を持っている事業者さんといいますか、個人さんも含めてお配りしていますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

イノシシ用の大型の箱わなが15基、小型箱わなが10基となっております。一応貸与となっておりますので、配っているわけじゃありませんので、御了承ください。全個数貸与しております。

○10番（川下武則君）

年々イノシシが増えている状況の中で、もう少し予算を組んで、今の倍ぐらいは作ってしても、イノシシをメッシュでしたり電気でしたりしてもすぐに応用力があって、その下をほぐってミカン畑に入ったり、また野菜畑に入ったり結構イノシシの被害も出ていると思うんですけど、そのイノシシの被害等が実際どこまで農林水産課では把握していますかね。被害額です。

○農林水産課長（今田 徹君）

被害額はちょっと農林水産課では把握できておりません。

それと、箱わなですけど、一応猟友会さんをお願いして捕ってもらっておるもので、今のところ毎年15基ぐらいの製作を行っているところであります。

○10番（川下武則君）

先ほども言ったんですけど、イノシシがこれだけずっと増えてきて、国道にも県道にも出ている状態で、全然昨年から個数を増やさないとするのは、ちょっと私から見れば怠慢じゃないかなと思うんですけど、もうちょっと対策をしていくべきじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうお考えですか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

イノシシを捕るのにも狩猟免許が要りますので、免許を持っておられる方をもっと増やす方策とか、そういうのをちょっと進めていきたいと思えます。

○6番（竹下泰信君）

主要事業一覧表の連番の49ですけれども、経営開始資金の補助金が新しく設立されたかなと思っておりますけど、この農業次世代人材の投資事業の補助金から事業メニューの変更ということになっています。この経営開始の資金の補助金の内容についてお尋ねしたいと思えます。その上の人材育成の事業との違いも併せてお願いしたいと思えます。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

農業次世代投資事業の補助金につきましては、平成30年から始まっておりまして、今の対象者が平成30年からになりまして、5年度までの方がいらっしゃいます。その方たちが継続で3名いらっしゃいます。経営開始資金補助金といいますのは、令和4年度から経営開始資金の事業がそれに移りまして、経営開始資金は、人材投資事業につきましては5年間の補助期間があったんですけど、経営開始資金につきましては3年間に事業期間の見直しがあっております。令和4年からの事業の変更ということで、3名の方が来年度は新しく受給されるようになっております。

○6番（竹下泰信君）

経営開始資金の補助金については125万円の3年間、上の農業次世代の投資の事業の補助

金については5年間やったということですか。それが下の経営開始資金の補助金については、令和4年度から3名について3年間支払いますよということですかね。

○農林水産課長（今田 徹君）

これが夫婦の場合がちょっと複雑になっておりまして、夫婦で受給される場合が225万円に、150万円の1.5倍の225万円が夫婦の方で、令和4年度に夫婦の方が1組で225万円、あと個人の方は、年間150万円ですけど、半期の分で75万円となって、5年度分が375万円となっております。

○6番（竹下泰信君）

大体分かりましたけれども、この事業そのものの違いはあると思いますけど、事業の内容についてお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（今田 徹君）

事業内容はほとんど変わりませんで、経営開始に伴う機器の更新とか、機器の購入とかリース料とかが対象になっております。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、次の第8款、土木費149ページから第9款、消防費159ページまでの質疑に入りますけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き第8款、土木費149ページから第9款、消防費159ページまでの質疑に入ります。

質疑に入る前に、答弁漏れがありましたので。

○企画商工課長（津岡徳康君）

午前中の所賀議員の御質問で、主要事業一覧表の3ページの一番上の項目、ケーブルテレビ施設光化整備事業費補助金のことで、事業の総延長と加入率はいかがかという御質問でありました。

総延長につきましては約13キロでございます。加入率につきましては、インターネットの加入率が推計でございますが、大浦地区が25.3%でございます。

以上でございます。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

午前中の答弁漏れがありました件ですけれども、連番の26、障害児放課後等デイサービスの利用に対する支援ということで、その中の障害児相談支援の件数について、待永議員から件数の確認がありましたけれども、令和3年度の実績は25件でございます。

以上でございます。

○企画商工課長（津岡徳康君）

多良の加入率についてお尋ねがございますので、お答えいたします。

多良地区のインターネット加入率の推計は29.5%でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

答弁漏れは終わりました。

質疑の方はありませんか。

○8番（江口孝二君）

予算書の土木費の154ページの河川総務費の中の工事請負費についてお尋ねします。

河川補修事業が400万円記載されておりますけど、まず場所を教えてください。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この河川補修事業につきましての場所ですけど、中山地区の中ほどといいますか、ちょっと県道を上っていったら右側のほうに、多良川に流れる支川があります。その河川の補修工事でございます。

○8番（江口孝二君）

その場所を私も現場を確認しておりますけど、物すごく危険な状況で、里道をえぐったごた状況で、通行するとにも危険な状態ですので、できれば梅雨前に工事ができるようにしてもらいたいと思います。ということは、また梅雨で大雨が降ったら二次災害になるおそれがありますので、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この河川の補修工事について、まだちょっとどういう工法であるかもはっきり決めておりませんが、議員言われるように、梅雨になったらちょっと水の量が多くなると、今の時期とかはほとんど水が流れない状況ですので、できれば梅雨前にはうちのほうもしたいと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

河川の話が出ましたので、ちょっと先週も質問しましたけど、多良川の決算委員会等で何回となく議論をしましたが、そのことについて検討するというところやけど、何か工法

として1号橋の受け金物は何とか改修といいますか、何かできるようなことで検討委員会か何かをつくってもらって、もうする気はなかったらいいですけど、もし、災害は忘れた頃にやってくるじゃないですけど、可能性があるので、受け金物だけは何か対応ができるような措置をお願いしたいと思っていますけど、どうなんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

以前から多良川の災害で、多良橋1号の斜めになっているのをどうにかできないかという御意見がございまして、いろいろ検討はしました。ただ、あそこをちょっと取るにも取れない、主要な部材ですので、取るには取れない、もし取るとしたら架け替えになると私たちは思っております。それで、以前お話ししましたように、多良川の令和2年の大雨でいろいろ越水したとかということもございまして、県のほうもかさ上げを検討されているということで答弁したかと思えますけど、今年いつやったか、1月ぐらいに県の方とお会いしたときにお話ししたんですけど、検討はしているけどなかなか難しい状態ではあるというお話は聞いております。

うちのほうとしては、なるべく架け替えでするしかないと思っておりますので、その多良川の河川の整備と併せて、うちもしたいと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

4回目ですけど、やっぱり地元の方は物すごく危機感を持っております。なので、できれば今架け替えということを言われましたけど、とにかく橋脚がなくなれば一番よかとばってんが、そこら辺も莫大な金がかかりますので、早急にできるとは私も思っておりませんが、県のほうと話し合い、河川のほうとかさ上げもありますけど、やっぱり橋脚を2つあるですたいね、1つになすとか、とにかく受け金物を改修してもらおうような話し合いを今後続けていってもらいたいと思います。もう答弁は要りません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（田川 浩君）

主要事業のほうの連番71、予算書の154ページになると思えますけど、港湾管理費、県営港湾整備交付金事業負担金ということで400万円上がっております。これは大浦港、広江港の浚渫に伴う負担金ということで上がっておりますけれど、大まかにこれは広江港のどこら辺を浚渫されるのかというのは分かりますでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

県営港湾整備交付金事業の負担金のところだと思いますけど、まず大浦港の広江港ですね。

太良観光ホテルの前、あそこの主に航路部、真ん中ほどを8万立米ほど掘るという話を聞いております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

真ん中のほうを8万立米ほど掘るということで、これは5か年ということで聞いておりますけれど、工事をされるのはその年の何月から何月までというのは決まっているのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

ノリの期間とかがございますので、ノリ期間以外で行いますので、3月、今ぐらいから8月、9月ぐらいまでの期間だと思っております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

ノリ期間以外のときに工事をするということでしたけれど、これで、その期間なんですけれど、あそこも例えば奥に亀ノ浦漁港とかもありますけれど、そういったもので港に停泊している船の航行を例えば遮るようというか、そういうことは心配しなくていいんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

浚渫はするんですけど、どういう作業船を持ってくるかとか、いろいろそれで変わると思いますが、長いアンカーとかを打ってするような作業船でしたら、一部漁船とかの作業船とかの航行にも支障を来すと思えますけど、その辺をあの辺の、大浦港の何とか組合とか管理組合があるんですよ。そちらとも話をされると思えますので、その辺は大丈夫かなと思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

予算書の158ページの防災費で、先ほどの話と一緒にですけど、防災ライブカメラの夜間の照明がないために機能していないということを私は再三申し上げておりますけど、今後対応されるのかされないのか、まずお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

夜は暗いということで、経緯を話しますと、ちょっと業者に要望して、その結果については業者では対応できないということで、できる方法といえばソーラーパネル等で光源を確保する方法でしかないのかなという担当では話をしています。それと、光源を設置するということになれば、またプライバシーの問題が今ほかのカメラのところでも出てきておまして、

設置する場所から選定する必要があるということで、なかなかすぐにはできないなということで慎重に行わなければならないという、そういう結論になっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

もう2年間も検討されて、もしそういうことが無理であれば、カメラの位置を変えれば、要は河川の増水等が分かればいいんですので、今もし時間があるならば、海中鳥居を見てもらったら分かります。海中鳥居は50メートル先を照らしております、照明を。泥棒もできんぐらいきれいに見えております。だから、そういう本当にする気があれば、あそこ電柱も私たちが立ててしたとばってんが、今の既設の照明が取り付けられるようなところにしてもらって、ぜひ見えるようにしてほしいと思います。もうそういう気持ちがなかったらもったいない話ですので、外してもらったほうがよかと思います。そこら辺の検討はできますか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

取り外しも含めて検討したいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（田川 浩君）

主要事業一覧表の連番75、13ページですね。連番75、総務課、防災費の中の防災対策用備品購入事業ということで340万円ほど上がっておりますけど、これは町内の主要な避難施設ですね、しおさい館、多良小の体育館、多良中の体育館、そしてまた大浦公民館への災害用の蓄電池及びテレビ等の設置ということで説明しておりますけれど、まずこの災害用の蓄電池というのはどういう電池なのかというのを説明してもらえますでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

リチウムイオン電池のリチウムイオンでバッテリー搭載の電池でありまして、持ち運びができるやつとなっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

持ち運びができるリチウム電池ということでありましたけど、これは横にテレビ等の設置というのがありますけれど、まず続きまして、ここで買うテレビというのは避難所においてどういう役割を果たすつもりで購入するのか、これはいかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

しおさい館はテレビはあるんですけども、実際避難される方についていろんなところで待

合をされるという、それと体育館でございますけど、いわゆる避難した方が現在の気象情報がなかなか把握はできないという要望があって、それならばということで、避難所の4施設に液晶テレビを設置するという、そういう事業であります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

このテレビについては避難した人が情報を把握するためということで分かりましたけど、その持ち運びができる蓄電池というのが、そのテレビを動かすということなんですかね、それともリチウム電池というのは何のために購入されるのか、これはいかがですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

入り口の照明とか停電用に備えているという、そういう認識でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（所賀 廣君）

主要事業の12ページ、連番70を見ておきますと、道路改良費ということでここに書いてあります。これはどこの部分、どこの地域の道路改良なんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

町道新設改良費、改良事業の分ですけど、特に場所はまだ決めてはおりません。ただ、本年度から継続している箇所が3か所ほどありますので、その分は行いますけど、そのほかにも今場所を選定中でございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

この財源内訳を見てもみますと、5,600万円のうちに過疎対策債が5,000万円、一般財源が600万円とあります。内訳を見てもみますと、土地購入費が300万円、補償金が300万円というふうに書いてありますが、この過疎債、私の記憶ですと、用地の取得等には該当しないというふうにありますので、土地購入費と補償金は一般財源から600万円を捻出するというふうに理解してよろしいですか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

道路新設改良費の財源で5,000万円過疎対策債を計上しているのは、道路改良工事、本体工事に伴う分の財源として手当てをしているところでございます。残りの一般財源600万円というのが用地購入とか立木の補償費、その分の経費ということで、一般財源で手当てをし

ているところでございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

この600万円は、要するに過疎債の対象にはならないというふうに理解していいでしょうかという質問なんです。

○財政課長（西村芳幸君）

はい、お見込みのとおり、本体工事のみを過疎債の対象として、用地と立木補償については対象にならないというか、過疎地域の持続的発展計画というのをつくっていますので、その中で用地とか立木については計画として計上しておりませんので、対象にならないということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、第10款. 教育費160ページから歳出最後、第14款. 予備費194ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

主要事業一覧表の14ページの一番下ですね、連番89、図書館費、図書館システム更新事業ということで560万円ほど上がっております。次期図書館システムの共同調達に係る経費ということで上がっていますが、これはこれまでの図書館に置いているシステムとどのように違うシステムなのかというのをまず説明してもらいたいんですけど。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

詳細につきましては、すみません。具体的に説明できませんけども、更新するたびにバージョンアップということで、作業は簡単に、管理者というか、使う側としては維持管理とか、そういった利用者の管理については軽減が図れているということで聞いております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

ということは、どういったシステムに変わるかというのを把握されていないということですか。そう理解していいんですかね。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

このシステムにつきましては、佐賀県及び江北町、白石町、太良町の共同調達に伴う改修の経費でございます。内容につきましては、例えばメリットとしましては、太良町にない本を佐賀県あるいは白石町、江北町にあった場合は融通を利かせていただいて、それを取り寄せて申出の方に本の提供ができるようなシステムでございます。管理と説明しましたのは、事務方でのその方が履歴とかいろんなところでの効率化は図られているということで答弁でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

これまでの太良町の大橋記念館にあるシステムというのも一緒ですよ。県と連携ができる、江北、白石と連携ができるというのは、これまでと何ら変わってないと思うんですよ、私から言わせると。どこが変わったかというのを聞いたんですけど、そこは効率化が図られるということで、それで佐賀県の中には20市町ありますけれど、こういった図書館のシステムというのは限られた、前々からちょっと不思議だったんですけど、今言いますように県の県立図書館とは連携がされているということですけど、あと江北、白石ですね、そのほかとは連携が取れていないので何でだろうと思うんですけど、そういったような、将来的に例えば佐賀県内の20市町全てで連携が取れるような話というのは、そういった話というのは出てこないんですかね。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

図書館の館長の会議の中で、そういった案件での協議がございます。ただ、中核というか、武雄とか鳥栖とか大きな都市につきましては、ある程度自分のところで独自にシステムを組まれており、その市町によって違うんでしょうけども、メリットがあるかないかを判断されて加入しているか、加入していないのかの状況が出てきているところでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

最後になります。これからまたそういった図書館の館長会議等ありましたら、そういった市町のほうで連携できるような、そういったふうな働きかけ、こういうのをしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

田川君、答弁要りますか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

○1番（山口一生君）

今回、学校教育課のほうから出ている主要事業一覧とかを見ていると、過疎対策債を結構使われている事業が多くて、令和3年度が過疎対策債というのがゼロ、令和4年というのが

2億4,900万円、令和5年3億2,200万円ということで、年々額が上がってきて、教育関係に過疎対策債を使われる、結構充てられている理由とかというのは何かあるんでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、令和3年以降、年々過疎対策債を充当している事業が増えているところでございます。何でもかといいますと、学校教育施設の整備、改修等については、国庫補助事業というのがあることはあるんですけど、補助率とかが低いので、この過疎債を充てたほうが事業に対して100%充当できて、後年度の交付税措置として70%、いわゆる70%補助みたいな感じになりますので、できるだけ支払いについても数年をかけて負担のないようにということで、過疎対策債を充当しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

そしたら、過疎対策債自体は正味30%を3年の据置期間があつて、その後12年をかけて償還していくという理解でよかったですでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、3年据置きで12年間をかけて償還するということになっております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

その内容としては結構お得なのかなというような感じがするんですけども、例えばこの年間許されている上限というか、その財政規模でどれぐらい、何億円までとか、例えば乱発していったら今後考えられるリスク、メリットがあつてデメリットもあるのが当然だと思うんですけども、考えられるデメリットというのはどういうところがあるのか、その2点について教えてください。上限とデメリットです。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、上限ですけど、上限については国の地方債計画というのがございまして、国が地方債を発行する額、全体額が決められています。その中で地方に対して都道府県ごとに枠配分がされますので、その範囲内で市町村が借りられるということになっております。

デメリットについては、議員おっしゃられましたように、乱発はやっぱり幾ら70%交付税措置があつても、後年度の公債費に響いてきますので、そこはある程度の基準を持って発行額は抑えていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

主要事業じゃありません。予算書の168ページ、教育振興費の中の一番上から2番目ですね。スクールカウンセラー謝金92万円上がっております。

先日、青少年の育成の大会を聞きに行きました。その場で町内の小・中、高の皆様の記事がございました。その中で小学生の方とありますが、自分の夢を語られました。私はスクールカウンセラーになりたいという内容でした。どうしてかという、自分が悩みがあったと、それをスクールカウンセラーの先生に話したら、その悩みが解決できた、そして自分自身もいろいろなことに積極的に取り組むことができるようになったと、そういうことがあって自分も将来は心理学を勉強してスクールカウンセラーになりたいと、そういう立派な話があったので、スクールカウンセラーについて聞いてみたいと思います。

このスクールカウンセラーですけど、佐賀県の教育委員会が出しているところの一応ガイドラインというのをちょっと見てみました。まず背景とかは、もちろん複雑化する、多様化する社会の中であって児童・生徒が抱える課題、いじめや暴力行為等の問題が多様化していると、それで学校の教育相談体制や生徒指導体制の中で児童・生徒や保護者、職員に対してカウンセリングなどを行うことが求められているということで、その内容としましては、もちろん児童・生徒へのカウンセリング、また保護者への助言、あとは不登校やいじめなどへの発生した場合の援助ですね、あと教職員に対するコンサルテーションと、こういったことが上げられておりました。

それはそれとしまして、これは調べれば分かることですから、本町でこのスクールカウンセラーの人、先生がどういった配置、4校あると思うんですけど、どういった配置になって、例えば週何回とか、どういった勤務になっておられるのか、そこからまず教えていただけないでしょうか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

この間の青少年町民大会では、私も小学6年生のお話について感動するところがございました。あの年齢でああいう志を持つというのはすばらしいことだなと、私もちょっと共感をしたところでございます。

議員御案内の件ですけども、通常の方と不定期の部分がございまして。通常の方は詳細な週に何回かというのはちょっと手持ち今持っておりませんが、1人の方が小学校、中学校4校を回られて、生徒及び先生及び御家庭関係の悩み相談について真摯に向き合っておられる状況でございます。その結果があのような生徒さんの発表につながっているものと自負しております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

そのスクールカウンセラーの先生は、通常と不定期という勤務形態で2つあって、1人4

校担当されているということでありました。それで、発表された生徒さんも言うておられましたけど、そのスクールカウンセラーの先生に悩みを聞いてもらってよかったと、まずは生徒の方から悩みを聞き出すというのが大切とは思いますが、例えばその面においては、週のうち決まった時間にこの部屋をつかって、いつでも相談があったら来ていいですよとか、それだけじゃないと思いますけれど、そういった悩みを引き出すような、ちゃんと受け止めてあげるような、そういった方策というのは、例えばいろいろな手段があると思いますけれど、そういうのについてはどうやっていらっしゃるのか、それはいかがでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

各学校、教育相談員という担当者がおりますし、担任等々につきましても、ちょっと児童が変だなあと、そういうとき声かけをやはりかけると、それが朝ホームルームといいますか、担任の朝のあれは子供の様子をあれすると、そしてちょっと悩んでいるなというようなときについては、こちらが、職員のほうが構えると、子供のほうもなかなかあれしませんので、軽い声かけをして子供の心をリラックスさせて、今お話しのように相談室とか保健室とか、そういったところで子供が話しやすい場所、そういったところに導き、それからスクールカウンセラーの方は大村から来ていただいております。それから、教育相談職員と、その他にもそういう心の問題、それから学校でこれは児相の相談員の方がいいよねというようなことにつきましては、そういうような児相に電話を入れて、この地区の担当者の方、非常に県の児童相談所の担当者もフットワークがよくて、週に2日間ぐらいこちらが相談したいというと来てくれまして、非常にできるだけそういった子供の心の負担を取り除きたいと、そして非常に小学校、中学校、いい生活を送ったと子供が言えるような、そういった雰囲気づくりに各4校とも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

取組のほうはよく分かりました。それで、児童に対して取り組み方はよく分かりましたけど、このスクールカウンセラーの先生の仕事の中の一つで、教職員の皆様と協力してそれに当たるといことがございましたけれど、例えば教職員の会議とか、例えば問題のある生徒が出た場合に、この子をどうしようとか、そういったもので教職員の方と一緒にって会議をして解決に当たる、そういったこともやっていらっしゃるかどうか、現状はどうでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

もう当然カウンセラーの方、それから担任とか教育相談とか校長、そういった子供の相談事、そういう班をつかっておりますので、そういった中において職員のほうにもカウンセラーさんからいろんなアドバイスをいただいて、子供に接するときのそういういろんなノウハウあたりを御指導いただいているところです。

以上です。

○5番（待永るい子君）

181ページ、図書館のことについてお尋ねをします。

昨年12月議会で、大橋図書館1階には洋式トイレがなくて、体の不自由な方が困っておられますので、ぜひ造っていただきたいという一般質問をいたしました。町民さんが困っておられるのであれば整備が必要かなという思いはしておりますので、検討させていただきたいとの答弁をいただきましたが、今年度の予算がありません。工事費の予算が上がってないということは、町民の皆さんが困っていても洋式化しないという理解でいいのでしょうか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

以前の質問の件だと思いますけども、その後関係者が集まり協議をいたしました。現状といたしましては、御利用者がいらっしゃったかと思えますけども、その前に国スポ用というか、大きな多目的広場、きれいなトイレを造っております。できればそこを御利用いただければということで現在考えているところでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

図書館の近くに障害者用のトイレを造っているから、そこに誘導して案内するように指導をしているとも前回言われましたけれど、それは健常者の方の考え方ではないでしょうか。体が不自由で、つえをついて歩行する人にとっては、ほんの10メートルか20メートルでもやっぱり100メートル、200メートルという、それに匹敵するような距離ではないかなと考えます。もし間に合わなかったら、それこそ恥ずかしい思いをされなくてはなりませんし、尿意を催してすぐにトイレがないと間に合わないという、そういう病気というか、そういう方もいらっしゃると聞きました。

そもそも図書館には老若男女誰もが訪れるところだと思います。だから、トイレもやっぱり完璧に完備されていなくてはならない必要性があるのかと思えますけれども、今まで大橋図書館1階のトイレ改修は整備計画の中でもしていないということですが、それは障害者の方は対象外になるという考えでしょうか。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

対象外という気持ちは毛頭ございません。前回は答弁させていただきましたけども、以前もこのトイレの件につきましては検討されていた経過があります。そのときもですけども、現状の図書館の中のスペースではそういった改修ができないということで今回、昨年12月ぐらいのときもそういった判断に至ったところでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

これは私が個人的な意見で要望してるんじゃないくて、やっぱり町民の皆さん、特に障害者の方から相談を受けて、町民の方の代弁者としてこの議場で要望しております。子供や高齢者や障害者、そのようにやっぱり弱い立場の人を、そういう人たちが暮らしやすい町こそ、やっぱり全ての人が暮らしやすい場所になるんじゃないかなと思います。

1階は、別に男女を分けなくても、1つのトイレ、洋式トイレを1つ造られたら、2階のほうには男子の小便器や女性用の和式もあるし、洋式もありますので、健常の方は2階を使っていたらと、やっぱりそういうふうな選択はできるんですよね。1階にそれを造ったからといって、ほかの人が困るということにはなりませんし、やっぱり来年国スポ大会があると思いますけど、障害者のスポーツ大会もあるわけでしょう。あるんですよね。やっぱり全国から障害者の方たちも多数おいでになると思います。家族の方も来られると思いますし、図書館を利用される方もいらっしゃると思うんですよね、図書館があるんだから。だから、そういう意味で、そういう図書館の1階の男女兼用のトイレは必要だと思いますけれども、あそこを使わないようにされるんですか、国スポの間。その辺どうなんですかね。やっぱり誰が来られても対応できるというのは、しなくちゃいけないことじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○町長（永淵孝幸君）

前日もお話ししましたけれども、まずそういう方が見えられたときは、近くにトイレを整備しておりますので、そこへ案内というか、連れて行ってあげると、図書館の職員が。そして、じゃあどういった方が要望されているのかというようなことで聞きました。そしたら、1名ちょっと見えておられたけど、自分はそこにトイレを造ってくれとは言っていないという話をちょっと聞いたものですから、じゃあどこからの話なのか、それはって。そこにあれば確かに使うかもしれませんけれども、あえてそこにトイレを造ってくれと言っていないというような話だったものですから、その方は、じゃあ前のほうに例えば職員が連れて行ってあげれば、それでいいという話なのかと。

そして、この前も言いましたけども、約1坪ぐらい要るわけですね。金もかなり要りますよ。そして、女性の方が私に、待永議員の一般質問を聞いて私に話しかけてこられました。ああいうところで静かに本を読みよったとき、シャーと水が流れたりするところは使いたくないというふうなお話も聞いております。ですから、あえて図書館に行ったら、前のほうに立派なトイレができていたと、その方は健常者ですから、自分はそちらに行く。しかし、前日も町長が言いよったこと、職員が案内すれば、早くトイレに行きたいとか申し入れれば、職員が連れて行ってあげるということであれば、それでいいんじゃないですかというお話も聞きました。

ですから、待永議員が言っておられる、その方が本当に造ってくれという話があったとす

れば、もう一度その方と担当あたりに要望してもいただいて、いいんじゃないですか。今ここでするしないと議論するんじゃないくて、今はそういうお話を私が聞いておりますので、担当課も話しておりますが、予算には上げてないというふうなことです。

○11番（久保繁幸君）

国スポの件が出ましたので、ちょっとお伺いいたしますが、今年度のリハーサル大会、期間は何日になっておりますか。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

国スポのリハーサル大会の期間ですけども、令和5年9月16から18日で、予備日が19日となっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そして、チーム数が何チームか。それと、会場がどういうふうにされるのか、それと受入れ側はどういうふうにお話ができているのか、その辺をお伺いいたします。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

チーム数ですけども、チーム数は32チームでございます。会場ですけども、太良町のB & G運動広場が主会場として、副会場が白石町の運動公園ということで2会場で行います。16チーム、16チームに分かれて、準決勝、決勝が太良町で行われる予定でございます。

宿泊の要請の件ですけども、一応リハーサル大会についてはうちのほうではあっせんはないという方向でしております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

分かりました。本大会のほうの障害者大会もあるんでしょう。その辺のチーム数はどういうふうになるのか、それとリハーサル大会はうちのほうは宿泊はないということだったんですが、うちのほうの宿泊はどのように、障害者大会の場合どのようになっていますか。これは本大会です。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

本大会につきましてはチーム数は13チームでございます。障害者スポーツ大会については7チームでございます。本大会の宿泊については、もう佐賀県がJTBさんと契約を結んで、佐賀県内を全部統括して交渉を行っていただいておりますけども、太良町においては、かに旅館組合さんと今月2日でしたか、かに旅館組合様の会合があるということで、そこに向いて一応リハーサル大会から本大会までの御協力等の依頼をお願いをしてきたところでござ

います。宿泊については、チームについては町内のかに旅館組合のほうに、9施設のほうに宿泊していただくという今のところ計画でおります。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

それは健常者大会の分だと思うんですが、バリアが要る障害者大会のほうの宿泊はどうなっているのかという、多分うちの組合にはバリアを受けるところはないんじゃないかなと思っているんですが、その辺はどのようになっていますか。

○社会教育課長（安本智樹君）

お答えします。

障害者スポーツ大会については、今県の実行委員会が主導で動いておりますので、うちのほうは今のところはまだそういうところまで話が来ておりませんので、ちょっと分からないところがございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、お諮りいたします。日程の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

午後1時52分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実